

2. 規約改正について

平成 14 年の研究会立ち上げ時より、橋梁や舗装の構造体に関する研究、あるいは既設構造物の維持管理やマネジメントに関する研究が多く実施されてきたが、近年では ICT 施工をはじめとする 3 次元データの活用や UAV 等による計測、さらには ETC プローブデータや AI 技術の活用に関する研究など多岐に広がってきた。

については、専門性が高いプロジェクトチームが設置された際、研究成果に対する評価やチームへの適切な指導助言を委員会やテクニカルアドバイザーへ求めるべく、以下のとおり規約の改正を提案する。

以下、規約より抜粋(赤文字が現規約に対する追加・変更箇所)

3. 委員会

(委員の種類)

第7条 委員会に次の委員を置く。

委員長 1名

副委員長 3名

委員 若干名

臨時委員 若干名

2 委員は別紙1のとおりとする。

(委員の選任、任期)

第8条 委員長及び副委員長は、委員会において、委員のうちから選任する。委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 新委員の選任は、委員の推薦に基づき、委員会で承認するものとする。

3 臨時委員の追加は、プロジェクトの選定・評価の必要に応じて委員会で承認するものとする。

4. テクニカルアドバイザー

(テクニカルアドバイザーの設置)

第13条 プロジェクトチームの活動に必要な技術的支援を行うため、テクニカルアドバイザーを置き、別紙1のとおりとする。

2 テクニカルアドバイザーは、随時、プロジェクトチームに対して指導・助言を行うことができるものとする。

3 テクニカルアドバイザーは、チーフを置き、委員長が兼ねるものとする。

4 テクニカルアドバイザーの追加招集は、プロジェクトチームへの指導・助言の必要に応じて委員会で選任するものとする。